

由布市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

(令和3年7月改訂)

由布市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各小学校の通学路について関係機関と連携し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「由布市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下のメンバーとする「由布市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定します。

- ・由布市教育委員会 ・由布市建設課 ・由布市防災安全課
 - ・由布市挾間地域整備課、湯布院地域整備課
 - ・由布市庄内地域振興課、由布市挾間地域振興課、由布市湯布院地域振興課
-
- ・大分南警察署 ・国土交通省大分河川国道事務所 ・大分県大分土木事務所

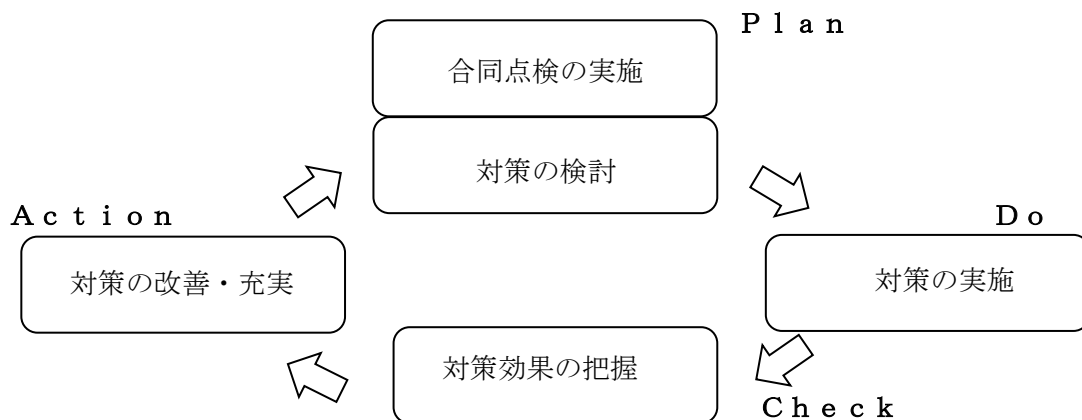
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の交通安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして、繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路交通安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

各小学校等からの要請をもとに、道路管理者、警察、教育委員会等により合同点検を毎年定期的 to 実施します。また、非常災害等により道路事情等が変更された場合は、その都度協議の上対応します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むように関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、アンケート等を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために各学校の「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

「由布市 通学路交通安全プログラム」組織図

～通学路の交通安全の確保に向けた取組の方針～

目的：由布市内の児童生徒が安全・安心に通学できること

